

平成31年第1回中津川市議会(定例会)

委員会提出議案

平成31年3月26日

議第 6 1 号

中津川市議会委員会条例の一部改正について

中津川市議会委員会条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成 3 1 年 3 月 2 6 日提出

提出者 議会運営委員会  
委員長 吉村 久資

## 中津川市議会委員会条例の一部を改正する条例

中津川市議会委員会条例（昭和31年中津川市条例第22号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項の表を次のように改める。

名称	常任委員 の定数	所 管 事 務
総務企画委員会	7人	市長公室、政策推進部、総務部、定住推進部、消防本部、会計課、選挙管理委員会、公平委員会、固定資産評価審査委員会及び監査委員の所管に属する事項（予算決算委員会が所管する事項は除く。）並びに他の常任委員会の所管に属さない事項
文教民生委員会	7人	市民福祉部、文化スポーツ部、教育委員会及び総合病院中津川市民病院の所管に属する事項（予算決算委員会が所管する事項は除く。）
産業建設委員会	7人	農林部、商工観光部、リニア都市政策部、建設部、環境水道部及び農業委員会の所管に属する事項（予算決算委員会が所管する事項は除く。）
予算決算委員会	21人	予算議案及び決算議案に関する事項

### 附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。